

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月26日

経理責任者

独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター
院長 樋口 進

1. 競争に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

平成30・31年度印刷物購入契約
品目及び購入予定数量は別紙配布資料による。

(2) 納入期間

自 平成30年 4月 1日
至 平成32年 3月31日

(3) 納入場所 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

(4) 入札方法

一般競争入札とし、入札金額については、調達物品の本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含め入札単価を記載すること。
入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
落札者の決定については、各品目の入札単価に当院が提示する品目ごとの予定数量を乗じて算出した額の総価をもって評価するので、入札書には総価を記載し、入札品目内訳書と綴じ割り印をした上で提出すること。

(5) その他

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約事務取扱細則」という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者及び、独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期

間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者。
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 契約により、契約の後に代価を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- 七 前号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 八 前各号に類する行為を行なった者。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

- (2) 平成30年度競争参加資格における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の「物品の製造」又は「物品の販売」のB・C若しくはDに格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、業務提携等の代理店等による対応でも可とする。
- (3) 契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、競争参加資格を有する者。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

〒239-0841

神奈川県横須賀市野比5-3-1

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター企画課契約係長

電話 046-848-1550 内線 321

(2) 入札書の受領期限 平成30年3月23日 12時00分必着

(3) 開札日時・場所 平成30年3月26日 13時00分

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
ダイケア棟 集団療法室小

4. その他

(1) 契約手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 交渉権者及び契約価格の決定

契約事務取扱細則 21 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細は入札説明書による。